都市計画事業

阪急電鉄京都線(摂津市駅付近) 連続立体交差事業



大阪府・摂津市・茨木市・阪急電鉄株式会社

事業の進め方

- ●都市計画決定
- 都市計画事業認可

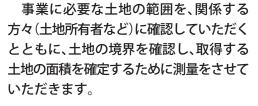


- 事業説明会
- 権利者説明会



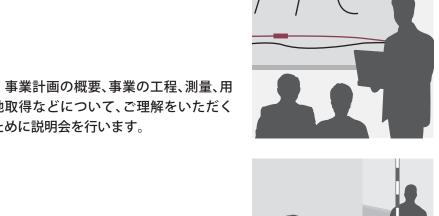
●土地の調査・境界立会





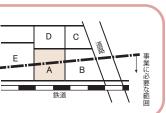
地取得などについて、ご理解をいただく

ために説明会を行います。



● 境界立会とは…

取得対象となる土地について、周辺の土地との 境界を確認のうえ、取得面積を確定する作業です。 右図のAさんの場合、B、C、D、Eさん及び鉄道 事業者に立会をお願いします。



● 建物等の調査



● 土地価格・建物等の補償額算定



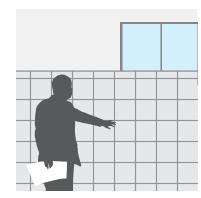
●用地交渉

取得(借地を含む)する土地にある建 物、工作物などは移転や撤去をしていた だくことになりますので、適正な補償額 を算定するため、構造や数量、権利関係な どを詳しく調査させていただきます。

取得する土地については、地価公示及 び基準地価格、相続税路線価格、取引実例 及び不動産鑑定士による鑑定価格を参考 にした適正な価格で取得します。

移転していただく建物等については、 公共用地の取得に伴う損失補償基準等で 算出した価格により補償します。

土地価格及び建物等の補償額を提示 し、その内容について、詳しくご説明させ ていただきます。





● 契約締結













● 建物等の解体撤去 / 土地の引渡し、借地の引渡し



●工事説明会



●工事着工



● 事業完了

提示させていただいた内容でご了解い ただければ、権利者の方々と個別に契約 を締結します。

その際に、土地の引渡しや建物などの 移転期限を定めます。

● 契約の種類について

- ◇土地所有者 → 土地売買契約
- ◇建物等の所有者 → 物件転移補償契約
- ◇借地権のある方 → 権利消滅に関する補償契約
- ◇借家や借間をしている方 → 立退移転補償契約



なお、抵当権等の登記がある場合は、 契約代金をお支払いする前に、権利者の 方に抹消していただく必要があります。

● 補償金の前払い 住宅等がある場合、土地・建物 の補償金の一部を前払いします。

建物等の移転及び解体撤去は、権利者の 方でお願いします。また、滅失登記につき ましても権利者の方でお願いします。

● 補償金の残金支払い 更地のお引渡しをいただいた後、 残金の支払いをいたします。

● 滅失登記とは…

法務局の登記簿上から、その建物が存在しなくなったことを登記することです。

工事計画の概要を説明します。

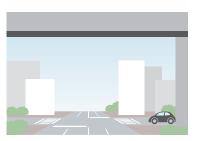


皆様のご理解とご協力により、工事を 行います。

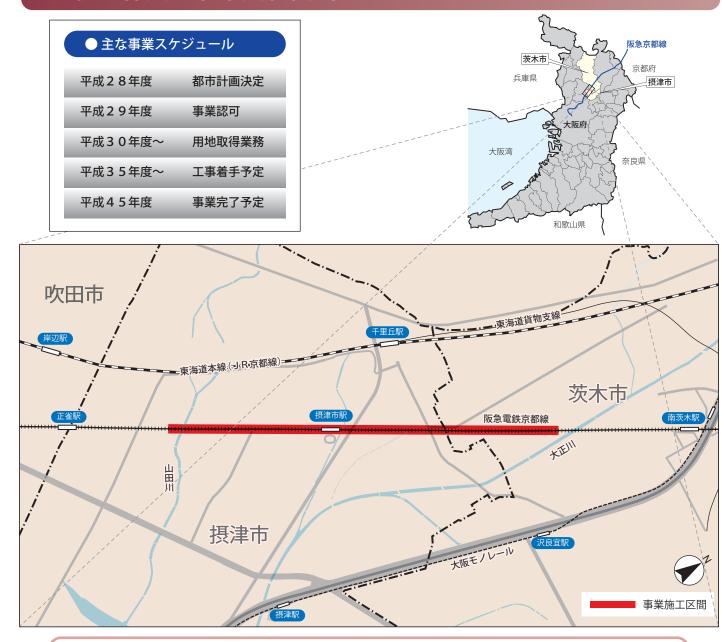


踏切除却により、地域の課題が解決され ます。





連続立体交差事業実施箇所



連続立体交差事業は、「道路整備」の一環として行う事業です。 「大阪府が事業主体」となり、社会資本整備総合交付金により実施する都市計画事業です。

お問い合わせ



大阪府 都市整備部 交通道路室 都市交通課 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 電話 代 06-6941-0351 FAX 06-6944-6787



大阪府 茨木土木事務所 〒567-0034 大阪府茨木市中穂積 1 丁目 3-43 (三島府民センター内) 電話 (代) 072-627-1121 FAX 072-625-8060



摂津市 建設部 〒566-8555 大阪府摂津市三島 1 丁目 1-1



茨木市 都市整備部 都市政策課 〒567-8505 大阪府茨木市駅前 3 丁目 8-13 電話 代 072-622-8121 FAX 072-620-1730

電話 代) 06-6383-1111 FAX 06-6319-5225

事業概要

阪急電鉄京都線は、大阪(梅田)と京都(河原町)を結ぶ 鉄道で、当該事業区間においては、平成22年3月の摂 津市駅の開業により、駅東側では、摂津市立コミュニ ティプラザや集合住宅等が整備されました。

しかしながら、摂津市駅周辺の踏切では、開かずの踏切などにより慢性的な交通渋滞が発生し、また、鉄道により地域が分断され、地域活動の支障となっています。

このため、連続立体交差事業により鉄道を高架化し、 5箇所の踏切を一挙に除却することで、交通渋滞や踏切 事故を抜本的に解消するとともに、市街地の一体化を図 り、また消防車等緊急車両の迅速性が確保されるなど、 地域の発展に大きく寄与するものです。

事業の種類	都市計画事業
事業者	大阪府・摂津市・茨木市・阪急電鉄(株)
事業区間	摂津市庄屋一丁目~茨木市丑寅二丁目
事業延長	約 2.1km (摂津市域約 1.5km、茨木市域約 0.6km)
除却踏切	5箇所(うち開かずの踏切2箇所※)
対象駅	1 駅(摂津市駅)

※ピーク時間の遮断時間が40分/時以上の踏切

事業効果

1 道路交通の円滑化

踏切除却による 交通渋滞の解消

道路交差部の事例 (阪急京都線高槻市駅付近)



2 交通結節機能の強化

駅前広場の整備による 利便性の向上

(平成22年整備済)



3 高架下空間の利活用

駐輪場等による新たな 高架下空間の活用

高架下利用の事例 (阪急京都線高槻市駅付近)



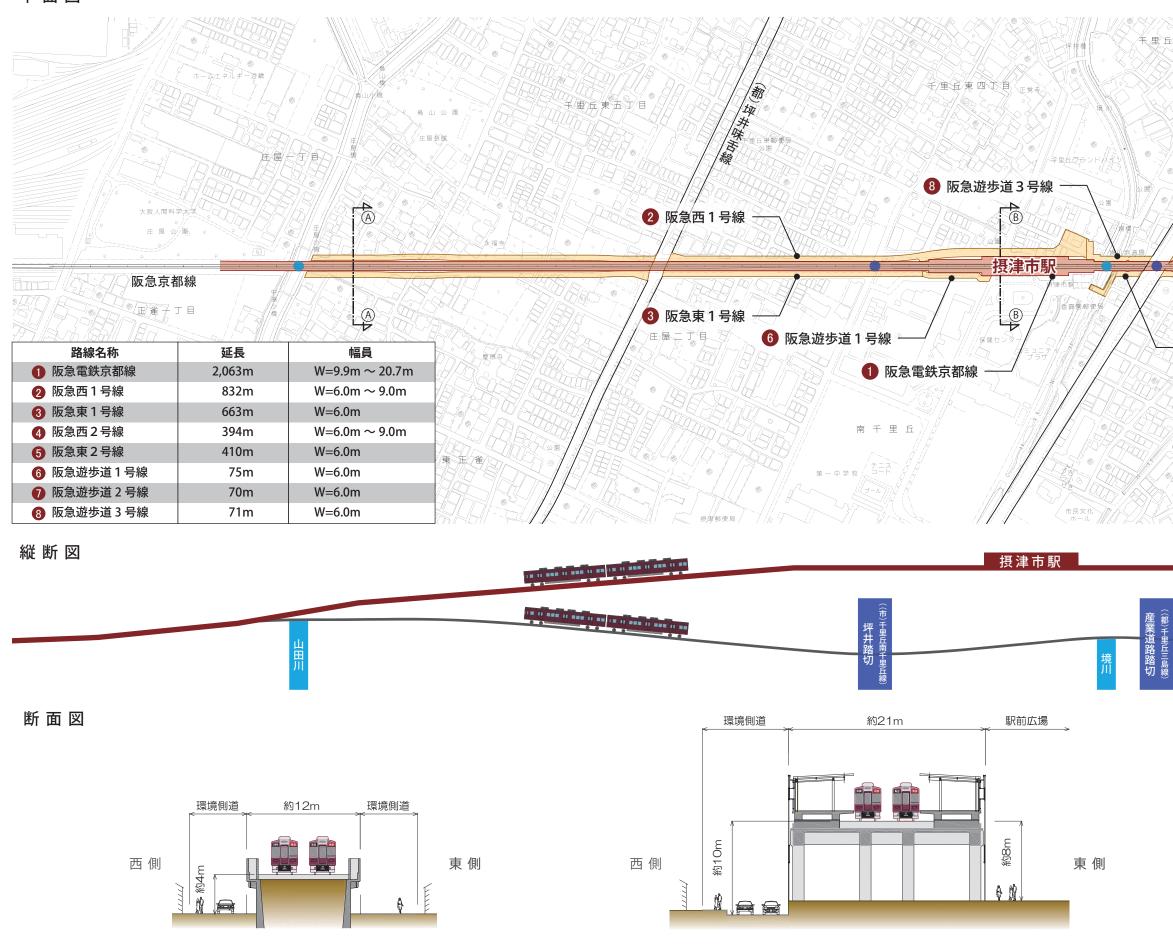
4 沿線地域の環境改善

環境側道の整備や高架化 による地域分断の解消

高架横断道路の事例 (阪急京都線高槻市駅付近)



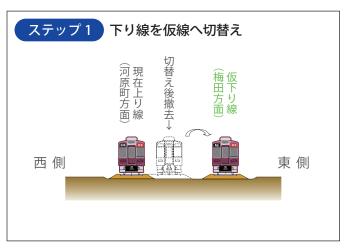
平面図

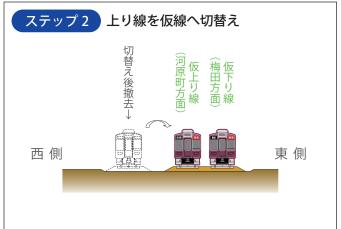


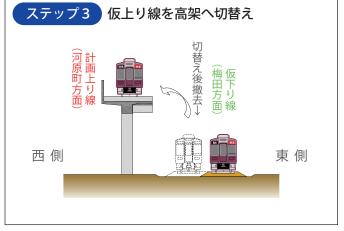
B-B断面

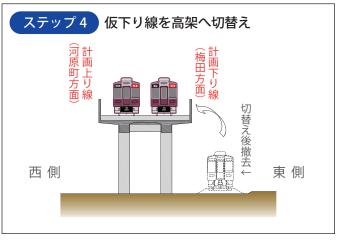
A-A断面

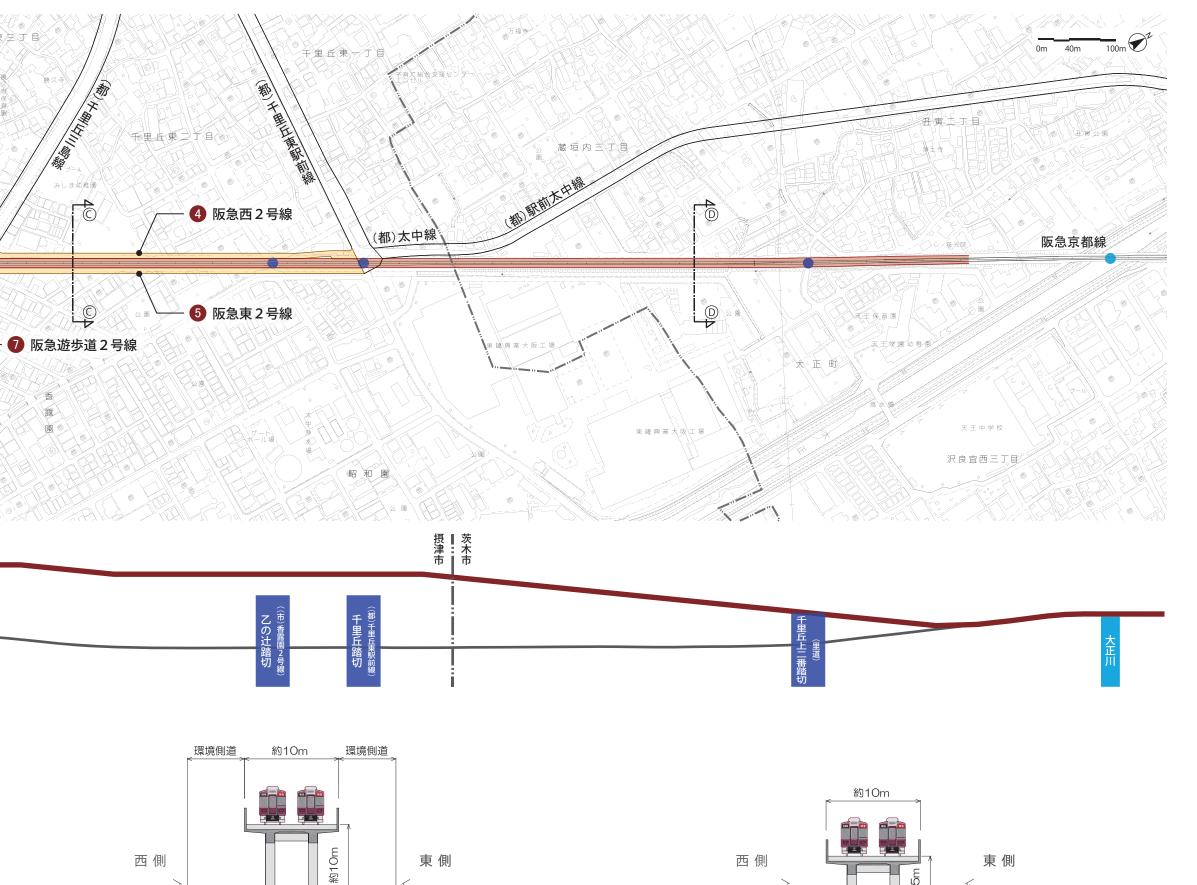
施エステップ











D-D断面

C-C断面